

北見市医療福祉情報連携システム「北まる net」利用者規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北見市医療福祉情報連携協議会（以下「協議会」という）が設置する医療福祉情報連携システム（以下「システム」という）の利用について必要な事項を定めるものである。

(利用者)

第2条 利用者とは協議会の会員のうち本規程に定めるID、パスワード等の登録を完了したシステム参加者のことをいう。

W

(利用者の責務)

第3条 利用者が、システムを利用する際には、著作権法及び個人情報保護法、北海道個人情報保護条例、北見市個人情報の保護に関する条例、個人情報保護に関するガイドラインを遵守しなければならない。

- 2 利用者は、会則に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は、システムを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。
- 4 システム上の情報の取扱いについては協議会が別に運用管理規程を定めるものとする。
- 5 利用者は、情報セキュリティーに十分注意し、ID、パスワードを利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 6 利用者はシステムに接続する端末には、セキュリティーを維持するために協議会が指定するウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

第2章 ネットワークの利用

(利用者資格等)

第4条 システムを利用できる者は第2条に定める利用者資格を持つものとする。

(システムの利用形態)

- 第5条 利用者は、協議会が指定するVPNを設定したネットワーク端末を用いるか、もしくはSSL-VPN接続にてアクセスし、情報の送信・受信を行うものとする。
- 2 サービスを利用するコンピューター端末には、協議会が指定するウイルス対策ソフトがインストールされていることを条件とし、常に最新のウイルス定義が更新されていることを条件とする。
 - 3 ID、パスワードの利用は交付を受けた本人のみが利用するものとし、本人以外には使用させてはならない。

(利用できる機能)

- 第6条 システムで利用できる機能は、次のとおりとする。
- VPN内イントラネットでの利用機能
- 1 データベース
 - 2 会員用ホームページ
 - 3 グループウェア
 - 4 ライブラリー

(利用時間)

- 第7条 システムの利用は、常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対して協議会ホームページを通じ、事前に通知をした上で運用を停止し、システム管理上緊急に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止する事がある。

(機能等の変更等)

- 第8条 システムの良好な運用を維持するため、システムに関する機能又は利用時間の変更・停止を行う。
- 2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨協議会ホームページを通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他会長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 ID番号、パスワードなど

(利用者の識別番号の種類)

第9条 利用者の識別番号(以下「ID番号」という)は、次の2種類とする。

- 1 機関ID:医療または福祉機関に係る識別番号
- 2 利用者ID:利用者個人に係る識別番号

(ID番号の利用者)

第10条 ID及びパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(ID番号等の管理等)

第11条 利用者は、ID番号及びパスワード(以下「ID番号等」という)を適切に管理するとともに、当該ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

- 2 登録機関の長は、所属するネットワーク利用者が本規定の利用者に該当しなくなったときは、すみやかにID番号等の取り消しを申請しなければならない。

第4章 機能の登録・削除

(機能等の登録・追加)

第12条 システム内に、サーバ機能等を登録または追加しようとするものは、協議会の許可を得てから登録しなければならない。

- 2 前項の規定により、機能等の登録または追加の許可を得た場合、システム管理者と仕様等の協議の上、登録を行う。

(通信内容の削除)

第13条 通信内容について次の各号に該当する場合、内容削除をするものとする

- 1 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- 2 記載期限を経過した情報があるとき。
- 3 法令等の各条項に違反したとき。

(ID番号等の取り消し)

第14条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号等は取り消しをするものとする。

- 1 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- 2 法令等の各条項に違反したとき。
- 3 ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

第5章 その他

(利用者規程の変更)

第15条 利用者規程の変更は、協議会の審議を経て、会長がこれを定める。

(事務局)

第16条 この規程に定める事務手続き等は事務局においてその業務を行うものとする。

(その他必要事項)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項がある場合は、協議会役員会の審議を経て、会長がこれを定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。